

熊本県公報

第 1 1 2 8 3 号
平成 17 年 7 月 6 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所（通所介護）の指定……………（高齢者支援総室） 1
- 家畜伝染病（ヨーネ病）の発生……………（畜産衛生課） 1
- 身体障害者福祉法に規程する医療機関の指定……………（障害者支援総室） 2
- 身体障害者福祉法に規程する医師の指定……………（ ” ） 2
- APR形移動用無線機及びAPR形オートバイ用無線機の一般競争入札の
実施……………（管理調達課） 2
- 平成17年度熊本県観光施設整備資金制度要項……………（観光物産総室） 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………（森林保全課） 15
- ”……………（ ” ） 15
- ”……………（ ” ） 15

公 告

- 熊本都市計画道路事業の事業計画の変更……………（都市計画課） 15
- 土地改良区役員の住所変更……………（農村計画課） 16
- 県営土地改良事業の工事完了……………（ ” ） 16
- 開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了……………（建 築 課） 17
- APR形移動用無線機及びAPR形オートバイ用無線機の一般競争入札の
実施……………（管理調達課） 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………（商工政策課） 19

登 載 依 頼

- 平成17年度行政書士試験の実施……………（市町村総室） 20
- 直接請求に係る連署基準数……………（選挙管理委員会） 22
- ”……………（ ” ） 22
- 感染症発生動向調査企画委員会の開催……………（健康危機管理課） 22
- 「平成18年度熊本県立盲学校・聾学校及び養護学校高等部入学者選
抜要項」及び「平成18年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選
抜要項」……………（高校教育課） 23

告 示

熊本県告示第 868 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年7月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ゆかりの里 熊本市新南部三丁目7番133号	有限会社リビング・ウイル・サポート	平成17年6月23日

熊本県告示第 869 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成17年7月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成17年6月22日	阿蘇市	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第 870 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
健康保険人吉総合病院	人吉市老神町 35 番地	心臓脈管外科	平成 17 年 6 月 15 日
小糸整形外科	上益城郡御船町滝川 97 番地	整形外科	平成 17 年 6 月 15 日
あおい薬局益城店	上益城郡益城町惣領 1518 番地 1	調剤	平成 17 年 6 月 15 日
河浦薬局	天草郡河浦町大字白木河内 227 番地 7	調剤	平成 17 年 6 月 15 日

熊本県告示第 871 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	滝野 史朗	平成 17 年 6 月 15 日	阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院 阿蘇市黒川 1178 番地
外科	兼田 博	平成 17 年 6 月 15 日	阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院 阿蘇市栗河 1178 番地
神経内科	石川 和彦	平成 17 年 6 月 15 日	医療法人尚仁会 高田病院 八代市豊原下町 4001 番地
循環器科	岡 秀樹	平成 17 年 6 月 15 日	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 35 番地
内科	池田 拓行	平成 17 年 6 月 15 日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2600 番地
内科	仲田 広敬	平成 17 年 6 月 15 日	宮本内科医院 菊池郡大津町室 539 番地 1
内科	松永 公雄	平成 17 年 6 月 15 日	天草厚生病院 天草郡有明町大字小島子 1360 番地
神経内科	村上 真人	平成 17 年 6 月 15 日	医療法人村上会 村上医院 上天草市姫戸町姫浦 2528 番地 6
耳鼻咽喉科	佐生 秀幸	平成 17 年 4 月 1 日	健康保険天草中央総合病院 本渡市東町 101 番地
内科	菊池 洋	平成 17 年 4 月 1 日	阿蘇立野病院 阿蘇郡南阿蘇村立野 185 番地 1
神経内科	後藤 俊臣	平成 17 年 5 月 1 日	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手 760 番地

熊本県告示第 872 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 調達物品及び数量

- (1) APR 形移動用無線機 312 台
(2) APR 形オートバイ用無線機 42 台

2 入札参加資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階） 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話 096-383-1111 内線 6349、6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成17年7月6日（水）から平成17年7月13日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成18年9月30日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

熊本県告示第873号

平成17年度熊本県観光施設整備資金融資制度要項を次のように定める。

平成17年7月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成17年度熊本県観光施設整備資金融資制度要項

(目的)

第1条 この要項は、観光施設の安全性及び施設水準の向上を図るため、当該施設の整備に要する資金について融資を行い、観光の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「融資対象施設」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、第3項及び第4項に規定する営業に係る施設で、主として観光客を宿泊させるもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する営業許可を受け、又は受けようとする飲食店で、主として観光客に飲食のサービスを提供する食事休憩店

(3) 観光農園、キャンプ場及び工場における観光客受入れのための施設等の観光関連施設であって、観光振興上融資することが適当と認められるもの

(4) 旅館組合等が整備を行う駐車場、インフォメーションセンター、地域物産センター、イベント広場等

(融資資金)

第3条 県は、この制度の運用のための資金を、予算の範囲内で、取扱金融機関に預託するものとする。

2 取扱金融機関は、預託を受けた資金に、300パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

(取扱金融機関)

第4条 前条の取扱金融機関は、次に掲げるとおりとする。

(1) 肥後銀行

(2) 熊本ファミリー銀行

(3) 商工組合中央金庫熊本支店

(4) 熊本信用金庫

(5) 熊本第一信用金庫

(6) 熊本中央信用金庫

(7) 天草信用金庫

(8) 熊本県信用組合

(融資対象者)

第5条 この制度の融資の対象となる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 引き続き1年以上県内に住所を有する者

(2) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていない者

(融資対象経費)

第6条 融資の対象となる経費は、融資対象施設の新築、増改築、改善等に要する経費で、観光客の利便性の向上に直接寄与しない部分（従業員宿舍等）を除いたものとする。

（融資条件）

第7条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資額 融資額は、総事業費の80パーセントを超えないものとし、以下のとおりとする。

ア 宿泊施設においては1事業者当たり150万円以上8,000万円以内

イ その他の施設においては1事業者当たり150万円以上4,000万円以内

(2) 融資利率 年利2.4パーセント以内

(3) 融資期間 13年以内（うち据置期間1年以内）

(4) 返済方法 原則として元金均等分割返済

(5) 申込期間 平成17年7月6日から平成18年3月31日まで

(6) その他 前各号に定めるもの以外の融資条件については、取扱金融機関の定めるところによる。

（融資の申込み）

第8条 融資を受けようとする者は、熊本県観光施設整備資金融資借入申込書（別記第1号様式）により取扱金融機関に申し込むものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により提出された申込書に意見書（別記第2号様式）を添えて知事に協議するものとする。

（審査結果の通知）

第9条 知事は、前条の規定により協議を受けた場合は、その内容を審査し、その結果を熊本県観光施設整備資金融資審査結果通知書（別記第3号様式）により取扱金融機関に通知するものとする。

（融資の決定）

第10条 前条の規定による審査結果通知を受けた取扱金融機関は、速やかに融資の可否を決定し、その結果を熊本県観光施設整備資金融資決定報告書（別記第4号様式）により知事に報告するとともに、可としたものについては、遅滞なく融資をするものとする。

（歩積、両建等の禁止）

第11条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について、いかなる名義をもってするを問わず、歩積、両建等の条件を付けてはならない。

（融資状況等の報告）

第12条 取扱金融機関は、資金の融資を行った場合には、速やかに熊本県観光施設整備資金融資実行報告書（別記第5号様式）により知事に報告するとともに、平成18年4月10日までに融資状況を熊本県観光施設整備資金融資残高報告書（別記第6号様式）により知事に報告するものとする。

（事業完了の報告）

第13条 融資を受けた者は、融資に係る事業の終了後速やかに熊本県観光施設整備資金融資対象事業完了報告書（別記第7号様式）により取扱金融機関を経由して知事に報告するものとする。

（繰上償還）

第14条 知事は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資した資金の繰上償還の措置をする必要があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

(1) 融資の申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認める事実があったとき。

（協議等）

第15条 知事は、この制度の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは報告を求めることができるものとする。

（雑則）

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別記第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（金融機関名）

様

申込者の住所

申込者の氏名

印

申込者の TEL

施設等の名称

連帯保証人住所

氏名

印

連帯保証人住所

氏名

印

熊 本 県 観 光 施 設 整 備 資 金 借 入 申 込 書

熊本県観光施設整備資金融資制度要項第8条の規定により下記のとおり資金の融資を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 申込金額 円（融資対象経費総額 円）

2 借入期間 年 月 日～ 年 月 日
（ 年 箇月）

3 資金の具体的使途

4 添付書類

- （1）県税納税証明書（事業税及びその他の県税に未納がない旨を証するもの）
- （2）消費税納税証明書
- （3）新築及び増改築しようとする工事又は設置しようとする機器設備等の設計図
（平面図、立面図、完成予想図）、見積書等
- （4）業況報告書（別紙様式1）
- （5）事業計画書（別紙様式2）

(別紙様式1)

業 況 報 告 書

① 収 支 明 細 (年 月 日 ~ 年 月 日)

支 出		収 入		備 考
	千円		千円	
期首在庫高		売 上 高		
仕 入 高		(宿 泊)		
経 費		(そ の 他)		
(人 件 費)				
(光 熱 水 費)		受取利息・配当金		
(その他)				
支払利息割引料		期末在庫高		
利 息				
合 計		合 計		

② 資 産、負 債、資 本 明 細 (年 月 日 現 在)

資 産		負 債・資 本	
	円		円
現金・預金		支払手形	
受取手形		買掛金・未払金	
売掛金・未収金		前(仮)受金	
前(仮)払金			
貸付金		割引手形	
		短期借入金	
原材料		長期借入金	
土地		引当金	
建物		資本金(元入金)	
機械器具		積立金・準備金	
什器・車両			
		利益	
合 計		合 計	

③ 月 別 売 上 (前 年 及 び 前 々 年) ④

客 室 数			宿 泊 定 員	
和	洋	計	団 体	一 般

⑤

月	年		年	
	売 上 高	宿 泊 客 数	売 上 高	宿 泊 客 数
1	円	人	円	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

⑥ 連 帯 保 証 人 (了 解 を 得 た う え で 記 入 し て く だ さ い)

氏 名		生 年 月 日		生 年 月 日
		生		生
住 所		電 話 番 号		電 話 番 号
勤 務 先	名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
	住 所		住 所	
申 込 人 と の 関 係		年 収	千 円	年 収
				千 円

(注1) ①、②は近年の決算書の数値を記入してください。

(注2) ⑤は前年と前々年の実績に基づき記入してください。

(注3) 連帯保証人の要否については取扱金融機関の定めるところによります。

(別紙様式2)

事 業 計 画 書

施設等の名称			施設等の経営者		
所在地			氏 名		
			住 所		
客室数	室	建物の階数	地上	階	衛生管理者
収容人数	人		地下	階	防火管理者
計画内容 新築 増築 改築 改修					
消防用設備等の内容及び規模					
工事の着手及び完了時期		着手	年	月	日
		完了	年	月	日

今 回 の 計 画 に か か る 予 算					
支	区	分	金	額	円
出					
合 計			合 計		

別記第2号様式（第8条関係）

意 見 書

年 月 日

熊本県知事 様

取扱金融機関名
 取扱店舗店名
 店長名 印
 住 所
 電話番号

下記の者から熊本県観光施設整備資金融資申込書が提出されたので、次のとおり意見書を付し関係書類を提出します。

記

施設等の名称	
施設等の所在地	
申 込 者	(代表者)
意 見 欄	

- (注) 1 意見欄の記入に当たっては、過去の業績、財務内容等を考慮して意見及び今回の申込事業の妥当性について、取引金融機関としての意見を具体的に記入してください。
- 2 取引金融機関の本部又はとりまとめ店舗を経由して提出してください。

別記第3号様式（第9条関係）

熊 本 県 観 光 施 設 整 備 資 金 融 資 審 査 結 果 通 知 書

観物第 号
年 月 日

（取引金融機関の長）

様

熊本県知事

印

次の者の融資申込みについて審査しましたので、その結果を通知します。

施設等の名称	
施設等の所在地	
申 込 者	（代表者）
融 資 申 込 額	
審 査 結 果	

別記第4号様式（第10条関係）

熊本県観光施設整備資金融資決定報告書

年 月 日

熊本県知事 様

取扱金融機関名

取扱店舗の名称

店長名

印

年 月 日付け 第 号で結果通知のありました融資について、
次のとおり決定しましたので報告します。

融 資 決 定 **可** **否** （いずれかに○）

申 込 者 名			
施 設 の 名 称			
融 資 金 額			
否決又は減額の場合その理由を記入			
融 資 実 行 計 画	第 一 回	融資金額	円
		融資期間	年 月 日～ 年 月 日
		返済方法	一括 ・ 分割
	第 二 回	融資金額	円
		融資期間	年 月 日～ 年 月 日
		返済方法	一括 ・ 分割
	第 三 回	融資金額	円
		融資期間	年 月 日～ 年 月 日
		返済方法	一括 ・ 分割

別記第5号様式（第12条関係）

熊 本 県 観 光 施 設 整 備 資 金 融 資 実 行 報 告 書

年 月 日

熊本県知事 様

取扱金融機関名

取扱店舗の名称

店長名

印

年 月 日付けで決定しました融資について、次のとおり実行しましたので報告します。

申 込 者 名	
施 設 の 名 称	
融 資 金 額	円
融 資 利 率	%
融 資 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
支 払 方 法	一 括 ・ 分 割 （いずれかに○） 年 月 日から毎月（ 日に） 円ずつ 返済し、期日 年 月 日に 円完済
備 考	

（注）取扱金融機関の本部又はとりまとめ店舗を経由して報告してください。

別記第6号様式（第12条関係）

熊 本 県 観 光 施 設 整 備 資 金 融 資 残 高 報 告 書

年 月 日

熊本県知事 様

取扱金融機関名

代表者名

印

熊本県観光施設整備資金の融資について、 年度分の融資残高を下記のとおり報告します。

なお、企業別明細については、別紙のとおりです。

記

年度末融資残高	円
前年度末融資残高	円

（注）この報告書については、各支店の残高をとりまとめのうえ本店で一括して報告してください。

別 紙（第6号様式に添付）

熊本県観光施設整備資金融資残高企業別明細表

（金額 単位：千円）

申込者氏名				
施設の名称				
融資金額				
融資実行年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
融資利率	%	%	%	%
前年度末融資残高				
年 度 月 別 融 資 残 高	年 4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	年 1月			
	2月			
	3月			
取扱店舗名				
備 考				

別記第7号様式（第13条関係）

熊本県観光施設整備資金融資対象事業完了報告書

年 月 日

熊本県知事 様
(金融機関 店経由)

施設の所在地

施設の名称

申込者名

印

年 月 日付で(金融機関名) 支店から融資を受けた
熊本県観光施設整備資金について、融資対象事業が完了しましたので下記のとおり報告
します。

記

- 1 事業着手年月日 年 月 日
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 融資金額 千円
- 4 貸付金の使用内容

熊本県告示第 874 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字下切字鶴頭 1424 の 1、1424 の 4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 875 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併字城山 3065 の 1、3065 の 3 から 3065 の 6 まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 876 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字妙見 4245（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 523 号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成13年九州地方整備局告示第125号熊本都市計画道路事業3・4・37号水前寺画図線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目11-63
- 4 事業施行期間 平成13年8月10日から平成20年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

熊本県公告第524号

山鹿市内田川地区土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。
平成17年7月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	中 嶋 憲 正	山鹿市鹿本町石渕593番地	鹿本郡鹿本町大字石渕593番地
"	平 本 秀 秋	山鹿市鹿本町高橋485番地	鹿本郡鹿本町大字高橋485番地
"	古 澤 勝	山鹿市鹿本町津袋308番地	鹿本郡鹿本町大字津袋308番地
"	佐 藤 明 宣	山鹿市鹿本町庄1104番地	鹿本郡鹿本町大字庄1104番地
"	大 嶋 行 男	山鹿市鹿本町石渕1033番地	鹿本郡鹿本町大字石渕1033番地
"	米 井 伸 一	山鹿市鹿本町下高橋677番地の1	鹿本郡鹿本町大字下高橋677番地の1
"	小 川 憲 一	山鹿市鹿本町小嶋378番地	鹿本郡鹿本町大字小嶋378番地
"	中 山 輝 房	山鹿市鹿本町来民783番地	鹿本郡鹿本町大字来民783番地
"	宮 本 良 一	山鹿市鹿本町来民1452番地	鹿本郡鹿本町大字来民1452番地
"	東 誠 一	山鹿市鹿本町御宇田2128番地	鹿本郡鹿本町大字御宇田2128番地
"	赤 星 励	山鹿市鹿本町梶屋1387番地	鹿本郡鹿本町大字梶屋1387番地
"	秋 吉 孝 弘	山鹿市鹿本町中富422番地	鹿本郡鹿本町大字中富422番地
"	小 材 敏 博	山鹿市鹿本町中川2085番地	鹿本郡鹿本町大字中川2085番地
"	隈 部 誠 一	山鹿市鹿本町中川917番地	鹿本郡鹿本町大字中川917番地
"	松 永 敬 志	山鹿市鹿本町分田2060番地	鹿本郡鹿本町大字分田2060番地
"	衛 藤 恭 男	山鹿市鹿本町下分田811番地の2	鹿本郡鹿本町大字下分田811番地の2
"	前 田 正 敏	山鹿市鹿本町下分田757番地	鹿本郡鹿本町大字下分田757番地
"	後 藤 信 也	山鹿市鹿本町小柳1013番地	鹿本郡鹿本町大字小柳1013番地
"	小 田 茂 光	山鹿市鹿央町千田2209番地	鹿本郡鹿央町大字千田2209番地
"	竹 下 徹 秋	山鹿市菊鹿町下永野1167番地	鹿本郡菊鹿町大字下永野1167番地
"	堤 祐一郎	山鹿市菊鹿町木野453番地	鹿本郡菊鹿町大字木野453番地
"	徳 丸 一 成	山鹿市菊鹿町長207番地	鹿本郡菊鹿町大字長207番地
"	富 田 輝 弘	山鹿市藤井149番地	山鹿市大字藤井149番地
"	松 森 尚 道	山鹿市藤井332番地	山鹿市大字藤井332番地
"	家 入 末 人	山鹿市方保田1610番地の1	山鹿市大字方保田1610番地の1
監事	坂 本 隆 一	山鹿市鹿本町梶屋710番地	鹿本郡鹿本町大字梶屋710番地
"	岩 下 勝 紀	山鹿市方保田161番地の1	山鹿市大字方保田161番地の1

熊本県公告第525号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年7月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事 業 名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	三の岳	平成3年12月25日	平成16年3月31日	熊本県
農業用道路	横島南部	平成10年3月6日	平成15年2月14日	熊本県
農業用排水施設	長保	平成11年3月5日	平成15年3月20日	熊本県

熊本県公告第 526 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷 1707 番 3
323.56 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市田迎二丁目 5 番 80 号
枝尾 欣吾
枝尾 公子

熊本県公告第 527 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 7 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
 - ア APR 形移動用無線機 312 台
 - イ APR 形オートバイ用無線機 42 台
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成 18 年 1 月 31 日（火）
 - (4) 納入場所
熊本県警察本部警務課
 - (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 4 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部警務課に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6348
- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 17 年 7 月 6 日（水）から平成 17 年 7 月 13 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
3 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時

- 平成17年7月21日（木）午前10時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成17年7月20日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成17年7月15日（金）までに3に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者が行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ 2以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 仮契約の締結
地方自治法第96条第1項第8号及び熊本県財産条例第3条の規定により、本契約は熊本県議会の議決を要するため、熊本県議会の議決を得るまでの間については、仮契約を締結する。
- ウ 仮契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- エ 落札者からの仮契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- オ 本契約の締結日
熊本県議会9月定例会の議決日
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と

この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (8) その他詳細は、入札説明書による。
 (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Name and quantity of merchandise :
 ア Movable wireless machines of APRtype
 312-set
 イ Wireless machines for APRtype
 motorcycle 42-set
- (2) Delivery deadline
 January 31th, 2006
- (3) Place of delivery :
 The headquarters of the kumamoto
 police
- (4) Date and Place to submit a bidding
 proposal :
 Date : July 21th, 2005, 10 : 00am
 Place : Kumamoto Prefectural Government
 Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government
 Main building)
- (5) Deadline for bidding proposal by
 mail (Registered only) :
 Bidding proposal must arrive no
 later than July 20th, 2005
- (6) Language and currency :
 Language : Japanese
 Currency : Japanese yen only
- (7) Contact Section :
 Contract Section,
 Management and Purchasing Division
 Treasury Bureau
 Kumamoto Pref. Gov.
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City,
 Kumamoto Pref. 862-8570 Japan
 Tel. 096-383-1111 Ext. 6348

熊本県公告第 528 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成17年7月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイヤモンドシティ熊本南ショッピングセンターイーストランド
 宇城市小川町河江字江端121番1
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
アイメディア株式会社	株式会社マリア・マリアコーポレーション
株式会社ベスト電器 代表取締役 北田葆光	代表取締役社長 有蘭憲一
株式会社パレモ 代表取締役社長 石田定正	代表取締役社長 中本敏幸
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山義年	代表取締役 木山茂年
イトキン株式会社 大阪府大阪市中央区南堀江一丁目4番19号	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目4番25号

日本トイざらス株式会社 神奈川県川崎市幸区川町 580 番	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地
株式会社コックス 静岡県浜松市鍛冶町 320 番 23 号	東京都江東区新大橋一丁目 8 番地 11 号
株式会社ヴィレッジバンガードコーポレーション 愛知県愛知郡長久手町塚田 526 番地	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番地1号
ニューコ・ワン株式会社 熊本県熊本市御領町五丁目 1 番 80 号	熊本県熊本市本荘三丁目 3 番 3
株式会社ユナイテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル 青森県弘前市表町 2 番 11 号	青森県弘前市城東中央三丁目 3 番地 3
株式会社ディエス・クラブ 代表取締役 神山多恵子 東京都練馬区関町北三丁目 37 番 3 号	株式会社シーズプランニング 代表取締役 関 好邦 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 41 番 14 号
ディズニーストア・ジャパン株式会社 代表取締役 P.M. キャンドランド 東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号	(退店)
エステール株式会社 代表取締役 丸山 朝 東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号	(退店)
株式会社九州タカラブネ 代表取締役 新開純也 福岡県筑後市大字下北島 730 番地	(退店)
有限会社コグマ 代表取締役 土師衡三 熊本県熊本市下通二丁目 1 番 32 号	(退店)
	有限会社モーヴ (新規出店) 代表取締役 宮村幹雄 熊本県熊本市上通 4-15
	株式会社ぶーけ (新規出店) 代表取締役 土井素直 福岡市中央区舞鶴一丁目 5 番 6 号
	ソックコウベ株式会社 (新規出店) 代表取締役 日ノ本欽也 兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目 9 番地

3 変更の年月日

平成 17 年 1 月 15 日

4 変更する理由

小売業者入れ替え等のため

5 届出年月日

平成 17 年 5 月 31 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課

平成 17 年 7 月 6 日から平成 17 年 11 月 6 日まで

登 載 依 頼

平成 17 年度行政書士試験の実施について
行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成 17 年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成 17 年 7 月 6 日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 池 ノ 内 祐 司

- 1 試験期日 平成17年10月23日(日) 午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場所 九州東海大学 熊本キャンパス(熊本市渡鹿九丁目1番1号)
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 40題)	行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成17年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
一般教養(出題数 20題)	

- (2) 試験の方法
 - ア 試験は、筆記試験によって行います。
 - イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。
- 4 受験手続
 - (1) 受付期間 平成17年8月1日(月)から8月31日(水)まで
 - (2) 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。8月31日の消印があるものまで受け付けます。
 - (3) 提出書類 受験願書一式(配布場所については(5)をご覧ください。)
 - (4) 受験手数料 7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
 - (5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
 - ア 郵送配布
 - (ア) 配布期間 平成17年8月1日(月)から8月23日(火)まで
郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書して、下記あて先まで郵便で請求してください(8月23日必着のこと。)
 - a 名称 財団法人行政書士試験研究センター
 - b 住所 〒100-8779 東京中央郵便局留
 - イ 窓口配布
 - (ア) 配布期間 平成17年8月1日(月)から8月31日(水)まで
 - (イ) 配布場所
 - a 熊本県庁新館1階情報プラザ及び総務部市町村総室(熊本市水前寺六丁目18-1)
 - b 宇城地域振興局総務部総務振興課(宇城市松橋町久具400-1)
 - c 玉名地域振興局総務部総務振興課(玉名市岩崎1004-1)
 - b 鹿本地域振興局総務部総務振興課(山鹿市山鹿1026-3)
 - e 菊池地域振興局総務部総務振興課(菊池市隈府1272-10)
 - f 阿蘇地域振興局総務部総務振興課(阿蘇市一の宮町宮地2402)
 - g 上益城地域振興局総務部総務振興課(上益城郡御船町辺田見396-1)
 - h 八代地域振興局総務部総務振興課(八代市西片町1660)
 - i 芦北地域振興局総務部総務振興課(葦北郡芦北町芦北2670)
 - j 球磨地域振興局総務部総務振興課(人吉市西間下町86-1)
 - k 天草地域振興局総務部総務振興課(本渡市今釜新町3530)
 - l くまもと県民交流館パレア(熊本市手取本町8-9 テトリア熊本内)
 - m 熊本県行政書士会(熊本市水前寺公園28-47 嘉悦ビル 1階)
 - (ウ) 配布時間 上記a~kについては、午前8時30分から午後5時15分まで
上記lについては、午前9時から午後9時まで
上記mについては、午前9時から午後5時まで
 - (6) 連絡先(問い合わせ先)
財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 03(5251)5600
- 5 特例措置の実施
身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めにご相談ください。
- 6 合格発表の日時及び方法
 - (1) 日 時 平成18年1月19日(木) 午前9時
 - (2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

熊本県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成17年7月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その総数の50分の1 29,890
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315,744
その総数の3分の1 498,155

熊本県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成17年7月6日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	154,160
八代市選挙区	28,174
人吉市選挙区	9,965
荒尾市選挙区	15,650
水俣市選挙区	8,105
玉名市選挙区	12,062
本渡市選挙区	10,542
山鹿市選挙区	8,810
牛深市選挙区	4,958
菊池市選挙区	7,259
宇土市選挙区	10,209
宇土郡選挙区	5,493
下益城郡選挙区	22,866
玉名郡選挙区	20,526
鹿本郡選挙区	15,718
菊池郡選挙区	35,804
阿蘇郡選挙区	21,053
上益城郡選挙区	23,801
八代郡選挙区	13,269
芦北郡選挙区	7,583
球磨郡選挙区	17,576
天草郡上島選挙区	14,312
天草郡下島選挙区	9,443

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第2号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年7月6日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古 瀬 昭 夫

- 開催日時
平成17年7月13日（水）
午後7時から午後9時まで
- 開催場所
熊本市東町4-11-1
熊本県健康センター 3階会議室
- 議題
平成17年6月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話 096-383-1111 内線 7080）

熊本県教育委員会告示第9号

「平成18年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項」及び「平成18年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項」を次のように定める。

平成17年7月6日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

平成18年度

熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校
高等部等入学者選抜要項

平成18年度

熊本県立ひのくに高等養護学校
入学者選抜要項

熊本県教育委員会

平成18年度**熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜日程**

事 項	期 日 ・ 期 間
募集要項提出 (特学→県)	12月9日(金)まで
専攻科の入学者選抜要項承認願 (特学→県)	12月9日(金)まで
幼稚部の入学者選考要項承認願 (特学→県)	12月9日(金)まで
入学願書受付	2月10日(金)～2月15日(水)正午
出願者数報告(ファミリー) (特学→県)	2月15日(水)13:00～14:00
出願変更	2月16日(木)～2月21日(火)正午
出願変更報告(ファミリー) (特学→県)	2月21日(火)13:00～14:00
一次募集面接実施届 (特学→県)	2月17日(金)まで
健康診断実施承認願 (特学→県)	2月28日(火)まで
特例出願受付	2月22日(水)～3月2日(木)16:00
特例出願者数報告(ファミリー) (特学→県)	3月2日(木)17:00まで(出願があった場合)
検査日	3月7日(火)の1日間又は、 3月7日(火)、8日(水)の2日間
実受検者数報告(ファミリー) (特学→県)	3月7日(火)又は、3月8日(水) 14:00～15:00
合格者発表	3月14日(火)
合格者数報告(ファミリー) (特学→県)	3月14日(火)9:00～10:00
二次募集面接実施届 (特学→県)	3月15日(水)まで
二次募集受付	3月15日(水)～3月17日(金)16:00 (二次募集実施校は3月14日に発表します)
二次募集出願者数報告(ファミリー) (特学→県)	3月17日(金)16:00～16:30
二次募集書類交換会(熊本商業高等学校)	3月20日(月)13:30～14:30
二次募集出願者面接実施	3月22日(水)
二次募集選抜結果通知(特学→本人・出身校)	3月24日(金)
二次募集選抜結果報告(ファミリー) (特学→県)	3月24日(金)9:00～10:00
入学者選抜結果報告[文書] (特学→県)	3月30日(木)まで

(注) 特学：関係特殊教育諸学校

目 次

1	目 的	27
2	出願資格	27
3	入学者選抜実施学校及び定員	27
4	入学者選抜の方法	27
5	出願期間	27
6	出願手続	28
7	出願変更	28
8	入学願、調査書の作成・提出	28
9	検 査	29
10	面接及び健康診断	29
11	海外帰国生徒等の取扱い	29
12	合格者の発表	29
13	二次募集	30
14	県外からの出願	31
15	その他	31
	別 表	32
	入学者選抜に関する様式	33～42

平成18年度 熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項

1 目 的

この要項は、平成18年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、ひのくに高等養護学校入学者選抜については、別に要項を定める。

2 出願資格

入学を志願することができる者は、以下のとおりとする。

原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障害（別表の区分）を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

①盲学校、聾学校及び養護学校中学部若しくは中学校を、平成18年3月に卒業する見込みの者、又は卒業した者

②学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当する者

なお、重複学級にあっては、当該学校対象の障害のある者で二つ以上の障害を併せ有し、原則として保護者等による送迎が可能な者、訪問教育にあっては、原則として養護学校中学部（訪問教育）を卒業する見込みの者、又は卒業した者で、保護者とともに本県に在住し、かつ学校から訪問可能な距離の者

3 入学者選抜実施学校及び定員

入学者選抜を実施する学校は別表のとおりとする。なお、募集定員は、別途定める。

4 入学者選抜の方法

(1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための諸検査等の結果を資料として、各学校高等部の教育に対する適性について判定し、出願先の学校の校長が行う。ただし、訪問教育にあっては、出願者の出身学校の校長から提出された入学願と調査書による書類選考とする。

(2) 入学願及び調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 出願期間

(1) 出願期間は、平成18年2月10日（金）から2月15日（水）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日には受付をしない。

なお、郵送による場合は、2月14日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (2) 上記にかかわらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに保護者とともに確実に転居し、入学後も通学が可能な場合は、特例として平成18年2月22日(水)から3月2日(木)午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、この場合、やむを得ない事情のため平成18年2月15日(水)までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

6 出願手続

- (1) 入学願(様式1に準拠して各学校の校長が定める。)、受検票(様式2)、写真票(様式3)に、その他志願先の学校の校長が必要とする書類を添え、出身学校の校長を経て志願先の学校の校長に提出する。入学者選抜手数料は無料とする。
- (2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)及び次項7の「出願変更」の場合を除き、どのような変更(出願期間内に、ある学校への出願を取り消して別の学校へ出願することも含む。)も認めない。
- (3) 出願取消しの場合は、平成18年2月22日(水)以後に、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で出願先の学校の校長に届け出なければならない。

7 出願変更

- (1) 出願した学校を変更したい者は、1回に限り変更することができる。
- (2) 変更期間は、平成18年2月16日(木)から2月21日(火)までとし、この期間に出願変更の手続きを全て完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

- (3) 出願変更の手続きは、次のとおりとする。
- ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て出願した学校の校長に、「出願変更願(甲)」(様式4)、「出願変更願(乙)」(様式5)と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願(乙)」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。「出願変更願(甲)」及び受検票は、出願変更前の学校で保存する。
- イ 受け取った「出願変更願(乙)」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身学校の校長を経て、出願変更先の学校の校長に提出し、受検票の交付を受ける。

8 入学願、調査書の作成・提出

- (1) 入学願の作成
入学願記載事項の証明に当たっては、出身学校の校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- (2) 調査書の作成
出身学校の校長は、調査書(志願先の学校の校長が定める様式)を作成する。

なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

(3) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、志願先の学校の校長に提出する。

9 検査

(1) 検査

検査の内容については、出願先の学校の校長が定めたものによる。

(2) 検査期日・日程

ア 期日は、平成18年3月7日（火）の1日、又は平成18年3月7日（火）及び8日（水）の2日間とする。

なお、訪問教育にあつては、検査日は設けない。

イ 日程については、出願先の学校の校長が定める。

(3) 検査場

検査場は、出願先の学校とする。

(4) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該学校の校長とする。

イ 校長は、実施要領を定め、当該学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(5) その他

出願の手続きをした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、出願先の学校の校長は、この検査等に代わる他の適当な措置を講じることができる。

10 面接及び健康診断

(1) 出願先の学校の校長は、必要に応じて検査日に受検者本人（保護者同伴も可）に対して面接を行うことができる。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

(2) 出願先の学校の校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

11 海外帰国生徒等の取扱い

校長は、海外帰国生徒及び中国等帰国生徒が志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

12 合格者の発表

(1) 発表の日は、平成18年3月14日（火）とする。

(2) 出願した各学校において、受検番号で発表する。

13 二次募集

(1) 実施校

合格者数が募集定員に満たない学校、学科においては、二次募集を実施するものとする。

(2) 募集人員

募集定員から合格者を減じた人数。

(3) 出願資格

二次募集に出願できる者は、平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期選抜における学力検査及び熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜検査（以下、「本検査」という。）を受検した者で、出願時において、いずれの高等学校又は盲学校、聾学校及び養護学校高等部（大学入学資格が付与されている専修学校高等課程の学科を含む。）にも合格していない者とする。

なお、いったんいずれかの高等学校又は盲学校、聾学校及び養護学校高等部（高等養護学校も含む。）に合格した者は、その後の手続きの有無にかかわらず出願できない。

(4) 出願期間

出願期間は、平成18年3月15日（水）から3月17日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所・氏名を記入し、80円切手を貼った返信用封筒（定型）を同封のうえ、3月16日（木）までの消印となるよう投函すること。

(5) 入学者選抜の方法

ア 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、各学校高等部の教育に対する適性について判定し、出願先の学校の校長が行う。

イ 二次募集を実施する学校の校長は、出願者に対して、平成18年3月22日（水）に当該の学校で検査及び10の（1）に準じて面接を実施することができる。

なお、志願者は検査及び面接の有無について二次募集受付票で確認するとともに、検査及び面接が実施される場合は、検査及び面接時に二次募集受付票を持参すること。

ウ 入学願に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消す。

(6) 出願手続

ア 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式6）を、出身学校の校長を経て、志願先の学校の校長に提出（出願期間内に必着すること。）し、二次募集受付票（様式7）を受領する。

イ 出願は、1校1学科限りとする。

ウ 出身学校の校長は、当該志願者が本検査を受検した県立学校の校長に、検査成績証明書等送付願（様式8）を提出する（出願期間内に必着すること）。

エ 上記アにおいて、郵送により提出する場合は、出身学校の校長及び志願先の学

校の校長は、次の手続きをとること。

(ア) 出身学校の校長は、志願先の学校の校長あてに入学願を3月16日(木)までの消印となるよう投函するとともに、志願先の学校の校長あてに入学願のコピーを3月16日(木)までにファクシミリで送信すること。

(イ) (ア)で、出身学校の校長からのファクシミリを受け取った志願先の学校の校長は、折り返し出身学校の校長あてに二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、面接を実施しない場合は、志願者に二次募集受付票を送付し、面接を実施する場合は、志願者に受付票を送付せず、面接当日に本人であることを確認のうえ、直接手渡すこと。

(ウ) (イ)で、志願先の学校の校長からの二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた出身学校の校長は、志願者に面接の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、志願先の学校の校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

オ 上記ウにおいて、郵送により提出する場合は、出身学校の校長は、当該志願者が本検査を受検した県立学校の校長あてに検査成績証明書等送付願(様式8)を3月16日(木)までの消印となるよう投函するとともに、同日までに、検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

(7) 選抜結果の通知

二次募集を実施した学校の校長は、選抜結果について、平成18年3月24日(金)に出願者へ郵送で通知(様式9)するとともに、出願者の出身学校の校長へ通知(様式10)する。

14 県外からの出願

県外から熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校に出願する者は、この要項の6の(1)に示した必要書類のほかに、県外公立特殊教育諸学校高等部入学志願についての証明書(様式11)を出願先の学校の校長に提出すること。ただし、様式11に準じたものであれば各県で定めたものを使用してもよい。

15 その他

- (1) 入学者選抜事務処理要項は別に定め、各学校の校長に通知する。
- (2) 各学校の校長は、この要項に基づき募集要項を作成し、県教育委員会あて提出する。
- (3) 専攻科については、校長は入学者選抜要項を県教育委員会の承認を受けて定めるとともに、募集要項を作成することとする。
- (4) 幼稚部については、校長は入学者選考要項を県教育委員会の承認を受けて定めるとともに、募集要項を作成することとする。
- (5) この要項に記載がないことがらについては、平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜要項に準じて実施する。

(別表)

区分	学 校 名	募 集 学 科	
視 覚 障 害	盲学校	本科	普通科
			保健理療科
		専攻科	理療科
			保健理療科
聴 覚 障 害	熊本聾学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
			産業工芸科
			理容科
		専攻科	工芸科
			理容科
知 的 障 害	熊本養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
			普通科訪問教育
	松橋西養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
	荒尾養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
	大津養護学校	本科	普通科一般学級
	菊池養護学校	本科	普通科一般学級
	球磨養護学校	本科	普通科一般学級
天草養護学校	本科	普通科一般学級	
小国養護学校	本科	普通科一般学級	
肢 体 不 自 由	松橋養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
	芦北養護学校	本科	普通科重複学級
			普通科訪問教育
苓北養護学校	本科	普通科重複学級	
病 弱	黒石原養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級

(注) 募集学科は平成17年度のものであり、平成18年度については、改めて定める。

様式2

受 検 票			
受検番号			
ふりがな 氏 名		性 別	
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
出身学校	学校名		
卒業年月	昭和 卒 業 年 月 平成 卒業見込み		
検 査 場			
出身学校長職印	志願学校長職印		

〔熊本県教育委員会〕

様式3

写 真 票	
(写 真)	
<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> 職印	
受検番号	
ふりがな 氏 名	性別 ()
出身学校	

- 1 写真は、平成17年9月以降に撮影したもの（たて5.0cm、よこ3.5cm）で、脱帽、正面、上半身のものとする。
- 2 職印は、出身学校の校長の職印とする。

〔熊本県教育委員会〕

様式4

※

出 願 変 更 願 (甲)

平成 年 月 日

学校長 様

受 検 番 号	出 願 者
	ふりがな 氏 名 性別 ()
	昭和 平成 年 月 日生

上記のとおり貴校に入学願書を提出しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。

記

学 校	学校
-----	----

本人氏名	
保護者氏名	印

出身学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 平成 年 月 日 校長氏名 印
--------------	--

記入上の注意

- 1 あて先は、最初に出願した学校名を記入すること。
- 2 昭和・平成等は、該当文字を○で囲むこと。
- 3 入学志願者が成人のときは、保護者氏名欄の記載を要しないが、本人氏名欄に押印すること。
- 4 ※印の欄は、出願者は記入しないこと。

様式5

※

出 願 変 更 願 (乙)

平成 年 月 日

学校長 様

受 検 番 号	出 願 者
	ふりがな 氏 名
	性別 ()
	昭和 平成
	年 月 日生

先に上記のとおり出願しましたが、下記のように出願変更したいので
 お願いします。

記

学 校	学校
-----	----

本人氏名	
保護者氏名	印

出身学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 平成 年 月 日 校長氏名 印
出願学校長 証明欄	上記出願者の「出願変更願(甲)」を受理したことを証明しま す。 平成 年 月 日 校長氏名 印

記入上の注意

- 1 あて先は、最初に出願した学校名を記入すること。
- 2 昭和・平成等は、該当文字を○で囲むこと。
- 3 入学志願者が成人のときは、保護者氏名欄の記載を要しないが、本人氏名欄
 に押印すること。
- 4 ※印の欄は、出願者は記入しないこと。

様式6

受 付 番 号	
------------	--

入 学 願 (二次募集)

貴校の高等部 科 (学級) に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。

なお、私は二次募集の出願資格を満たしています。

平成 年 月 日

熊本県立 学校長 様

志 願 者	ふりがな 氏 名		性 別		保 護 者	氏 名	印	
	生年月日	昭和 平成	年 月 日			府 県	市 郡	
	生活の 本 拠		府 市 県 郡			生活の 本 拠	町 村	番地 番 号
			町 丁目 番 番地 号				丁 目	番 号

学 歴 及 び 職 歴

昭和 年 月 日 学校小学部第6学年卒業

平成 年 月 日 小 学 校

昭和 年 月 日 学校中学部第1学年入学

平成 年 月 日 中 学 校

昭和 年 月 日

平成 年 月 日

昭和 年 月 日

平成 年 月 日

本検査受検校	学校	本検査受検番号
--------	----	---------

本検査で受検した第一志望の 課程及び学科・コース	全日制 定時制	課程	科 コース
-----------------------------	------------	----	----------

この記載事項に相違ないことを証明します。

学 校 名

校 長 氏 名

職 印

記入上の注意

- 1 昭和・平成等は、該当文字を○で囲むこと。
- 2 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載を要しないが、志願者氏名欄に押印すること。
- 3 「本検査」とは、平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜学力検査及び特殊教育諸学校高等部入学者選抜検査のことである。
- 4 検査及び面接の有無については、二次募集受付票で確認すること。

様式7

二 次 募 集 受 付 票

受付番号	
氏 名	
生年月日	昭和 年 月 日 平成
出身学校	
検査の有無	有 [日時] [場所] 無
面接の有無	有 [日時] [場所] 無

平成 年 月 日

学校長

氏 名

職印

※ 検査等が実施される場合は、本票を持参すること。

※ 昭和・平成等は、該当文字を○で囲むこと。

様式8

検 査 成 績 証 明 書 等 送 付 願

平成 年 月 日

学校長 様

出身学校名

校長氏名

職印

下記の者が、二次募集に出願しますので、本人の検査成績証明書、調査書の写し及び写真票を、出願先の学校の校長あて送付くださるようお願いいたします。

記

本 検 査 受 検 番 号	
本 検 査 受 検 者 氏 名	
二 次 募 集 出 願 学 校	学校

様式9

選 抜 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

受付番号

氏 名 様

学校長

氏名

職印

あなたは平成 年度熊本県立 学校高等部 科（ 学級）入学者
選抜二次募集において、（ ）となりましたのでお知らせします。

様式10

二次募集選抜結果通知書

平成 年 月 日

学校長 様

学校長

氏名

職印

平成 年度熊本県立 学校高等部 科（ 学級）入学者選抜二次募集にあたり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格者

学科等	受付番号	氏 名

不合格者

学科等	受付番号	氏 名

様式11

県外公立特殊教育諸学校高等部入学志願についての証明書

〔県外学校出身生徒用〕

本 人	氏 名			
	生年月日	昭和 平成	年	月 日
	出身学校	立	学校	昭和 平成 年 月 卒業・卒業見込み
	現住所			
保 護 者	氏 名	印		
	現住所			
	本人との 関 係	本人の		
出願先学校名	県・市立 学校			
志願の理由（具体的に）				
<p>上記のとおり相違なく、また、本人は本県内の公立特殊教育諸学校高等部に出願しないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県 市町村立 学校長 氏名</p> <p style="text-align: right;">職印</p>				

記入上の注意 1 昭和・平成、卒業・卒業見込みは、該当のものを○で囲むこと。

**平成18年度
熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜日程**

事 項	期 日 ・ 期 間
募集要項提出 (ひ養→県)	11月18日(金)まで
一次募集面接実施届 (ひ養→県)	1月13日(金)まで
入学願書受付	1月20日(金)～24日(火)16:00まで
出願者数報告(ファミリ) (ひ養→県)	1月24日(火)16:00～17:00
特例出願受付	1月25日(水)～27日(金)16:00まで
特例出願者数報告(ファミリ) (ひ養→県)	1月27日(金)17:00まで(出願があった場合)
健康診断実施承認願 (ひ養→県)	1月27日(金)まで
出願取消	1月24日(火)～1月31日(火)正午
出願者数変更報告(ファミリ) (ひ養→県)	1月31日(火)13:00～14:00
検査日	2月1日(水)、2日(木)
実受検者数報告(ファミリ) (ひ養→県)	2月2日(木)終了後、直ちに
合格者発表	2月9日(木)
合格者数報告(ファミリ) (ひ養→県)	2月9日(木)9:00～10:00
二次募集面接実施届 (ひ養→県)	3月15日(水)まで
二次募集受付	3月15日(水)～3月17日(金)16:00まで
二次募集出願者数報告(ファミリ) (ひ養→県)	3月17日(金)16:00～16:30
二次募集書類交換会(熊本商業高等学校)	3月20日(月)13:30～14:30
二次募集出願者面接実施	3月22日(水)
二次募集選抜結果通知 (ひ養→本人・出身校)	3月24日(金)
二次募集選抜結果報告(ファミリ) (ひ養→県)	3月24日(金)9:00～10:00
入学者選抜結果報告[文書] (ひ養→県)	3月30日(木)まで

(注) ひ養：ひのくに高等養護学校

目 次

1	目 的	45
2	出願資格	45
3	募集定員	45
4	入学者選抜の方法	45
5	出願期間	45
6	出願手続	46
7	入学願、調査書の作成・提出	46
8	検査	46
9	面接及び健康診断	47
10	海外帰国生徒等の取扱い	47
11	合格者の発表	47
12	二次募集	47
13	その他	47
	入学者選抜に関する様式	48～50

平成18年度 熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項

1 目 的

この要項は、平成18年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障害を有する者で、中学校又は養護学校等の中学部を卒業見込みの者（卒業した者）とし、以下の条件を満たしている者とする。

- ①日常生活での行動が一人でできる者
- ②公共交通機関等の利用が可能な者
- ③保護者・本人ともに本県に住所を有する者

3 募集定員

学 科	定 員	備 考
園 芸 科	8人	4学科を一括して募集する「くくり募集」を実施する。
工 芸 科	8人	
クリーニング科	8人	
窯 業 科	8人	

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための諸検査等の結果を資料として、高等養護学校の教育に対する適性について判定し、高等養護学校長が行う。
- (2) 入学願及び調査書等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 出願期間

- (1) 出願期間は、平成18年1月20日（金）から1月24日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。
なお、郵送による場合も出願期間内（平成18年1月24日午後4時まで）に必着のこと。

- (2) 県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに保護者とともに確実に転居する場合は、特例として平成18年1月25日(水)から平成18年1月27日(金)午後4時まで受け付ける。

6 出願手続

- (1) 入学願(様式1)、受検票(様式2)、写真票(様式3)に、その他高等養護学校長が必要とする書類を添え、出身学校の校長を経て高等養護学校長に提出する。入学者選抜手数料は無料とする。
- (2) 正当な理由によって県外から出願する者は、(1)に示した必要書類のほかに「熊本県立ひのくに高等養護学校入学志願についての証明書」(様式4)を提出すること。
- (3) 出願取消しの場合は、平成18年1月24日(火)から平成18年1月31日(火)正午までに、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で高等養護学校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

7 入学願、調査書の作成・提出

- (1) 入学願の作成
入学願記載事項の証明に当たっては、出身学校の校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- (2) 調査書の作成
出身学校の校長は、調査書(高等養護学校長が定める様式)を作成する。
なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。
- (3) 調査書の提出
出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、高等養護学校長に提出しなければならない。

8 検 査

- (1) 検 査
検査の内容については、高等養護学校長が定めたものによる。
- (2) 検査期日・日程
ア 期日は、平成18年2月1日(水)、2日(木)の2日間とする。
イ 日程については、高等養護学校長が定める。
- (3) 検査場
検査場は、熊本県立ひのくに高等養護学校とする。
- (4) 検査の実施
ア 検査場の責任者は、高等養護学校長とする。

イ 高等養護学校長は、実施要領を定め、学校の教職員等を指揮して検査を実施する。

(5) その他

出願の手続きをした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、高等養護学校長は、この検査等に代わる他の適当な措置を講じることができる。

9 面接及び健康診断

(1) 高等養護学校長は、必要に応じて受検者本人に対して面接を行うことができる。

面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

なお、必要に応じて、保護者面談を行うことができる。

(2) 高等養護学校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

10 海外帰国生徒等の取扱い

高等養護学校長は、海外帰国生徒及び中国等帰国生徒が志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

11 合格者の発表

(1) 発表の日は、平成18年2月9日（木）とする。

(2) 熊本県立ひのくに高等養護学校において、受検番号で発表する。

12 二次募集

二次募集については、「平成18年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項」に準ずる。

13 その他

(1) 入学者選抜事務処理要項は別に定め、高等養護学校長に通知する。

(2) 高等養護学校長は、この要項に基づき募集要項を作成し、県教育委員会あて提出する。

(3) 合格できなかった者に限り、改めて県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜並びに県立高等学校後期選抜に出願することができる。

(4) この要項に記載がないことがらについては、「平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」に準じて実施する。

様式1

受 番	付 号															
入 学 願 望																
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。																
希望 学科	第1				第2				第3				第4			
平成 年 月 日						熊本県立ひのくに高等養護学校長 様										
志 願 者	ふりがな 氏 名	-----				性 別			保 護 者	氏 名			印			
	生年月日	昭和 年 月 日 平成						生活の 本 拠		府 市 県 郡		府 市 県 郡				
	生活の 本 拠	府 市 県 郡		町 村 丁目 番地 丁目 番 号				生活の 本 拠		町 村 丁目 番地 丁目 番 号		町 村 丁目 番地 丁目 番 号				
学 歴 及 び 職 歴																
昭和 平成	年 月 日								第6学年卒業							
昭和 平成	年 月 日								第1学年入学							
昭和 平成	年 月 日															
昭和 平成	年 月 日															
昭和 平成	年 月 日															
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校の前期選抜を志願していないことを証明します。 学 校 名 校長氏名 職印																

記入上の注意

- 1 希望学科を園芸科、工芸科、クリーニング科、窯業科の中から第4希望まで記入すること。
- 2 昭和・平成等は、該当文字を○で囲むこと。

様式2

受 検 票			
受検番号			
ふりがな 氏 名		性別	
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
出身学校	学校名		
卒業年月	昭和 卒 業 年 月 平成 卒業見込み		
検 査 場			
出身学校長職印	高等養護学校長職印		

〔熊本県教育委員会〕

様式3

写 真 票	
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="font-size: 1.2em;">(写 真)</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 60%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em;">職印</p> </div> </div>	
受検番号	
ふりがな 氏 名	性別 ()
出身学校	

- 1 写真は、平成17年9月以降に撮影したもの（たて5.0cm、よこ3.5cm）で、脱帽、正面、上半身のものとする。
- 2 職印は、出身学校の校長の職印とする。

〔熊本県教育委員会〕

熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜及び熊本県立
ひのくに高等養護学校入学者選抜に関する問い合わせ先

〒862-8609 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁 高校教育課

TEL (096) 383-1111 (代表)

(内線 6656)

平成18年度
熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校
高等部等入学者選抜事務処理要項

平成18年度
熊本県立ひのくに高等養護学校
入学者選抜事務処理要項

熊本県教育委員会

平成18年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜日程

事 項	期 日 ・ 期 間
募集要項提出 (特学→県)	12月9日(金)まで
専攻科の入学者選抜要項承認願 (特学→県)	12月9日(金)まで
幼稚部の入学者選考要項承認願 (特学→県)	12月9日(金)まで
入学願書受付	2月10日(金)～2月15日(水)正午
出願者数報告(ファミリー) (特学→県)	2月15日(水)13:00～14:00
出願変更	2月16日(木)～2月21日(火)正午
出願変更報告(ファミリー) (特学→県)	2月21日(火)13:00～14:00
一次募集面接実施届 (特学→県)	2月17日(金)まで
健康診断実施承認願 (特学→県)	2月28日(火)まで
特例出願受付	2月22日(水)～3月2日(木)16:00
特例出願者数報告(ファミリー) (特学→県)	3月2日(木)17:00まで(出願があった場合)
検査日	3月7日(火)の1日間又は、 3月7日(火)、8日(水)の2日間
実受検者数報告(ファミリー) (特学→県)	3月7日(火)又は、3月8日(水) 14:00～15:00
合格者発表	3月14日(火)
合格者数報告(ファミリー) (特学→県)	3月14日(火)9:00～10:00
二次募集面接実施届 (特学→県)	3月15日(水)まで
二次募集受付	3月15日(水)～3月17日(金)16:00 (二次募集実施校は3月14日に発表します)
二次募集出願者数報告(ファミリー) (特学→県)	3月17日(金)16:00～16:30
二次募集書類交換会(熊本商業高等学校)	3月20日(月)13:30～14:30
二次募集出願者面接実施	3月22日(水)
二次募集選抜結果通知(特学→本人・出身校)	3月24日(金)
二次募集選抜結果報告(ファミリー) (特学→県)	3月24日(金)9:00～10:00
入学者選抜結果報告[文書] (特学→県)	3月30日(木)まで

(注) 特学：関係特殊教育諸学校

目 次

1	出願に要する関係書類の準備	54
2	募集要項、入学者選抜要項承認願の提出	54
3	健康診断実施承認願の提出	54
4	一次募集面接実施届の提出	54
5	出願者数の報告	54
6	出願変更	54
7	検査場の設営	55
8	検査実施要領	55
9	実受検者数の報告	55
10	検査結果の処理	55
11	面接結果の取扱い	55
12	合格者数の報告	55
13	二次募集	56
14	その他	56
	別記様式	57～65

平成18年度 熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜事務処理要項

1 出願に要する関係書類の準備

入学者選抜要項中の入学願（様式1に準拠して各学校の校長が定める。）、受検票（様式2）、写真票（様式3）、調査書（志願先の学校の校長が定める様式）など、入学者選抜に必要な各用紙は、各学校において準備する。

2 募集要項、入学者選抜要項承認願の提出

- (1) 募集要項は、平成17年12月9日（金）までに提出すること。
- (2) 専攻科の入学者選抜要項承認願及び幼稚部の入学者選考要項承認願は、平成17年12月9日（金）までに提出すること。

3 健康診断実施承認願の提出

出身学校から提出された調査書等の健康に関することで、更に特に検査を必要とする者に対して検査を実施したい学校は、別記第1様式の承認願を平成18年2月28日（火）までに提出すること。

4 一次募集面接実施届の提出

一次募集で面接を実施する場合は、別記第2様式の面接実施届を平成18年2月17日（金）までに提出すること。

5 出願者数の報告

出願者数について、受付締切（平成18年2月15日（水）正午）後、別記第3様式により午後1時から2時までの間に高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

また、転勤等正当な理由で受付期間に特例を認めた出願者があった場合は、別記第5様式により平成18年3月2日（木）午後5時までには高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

6 出願変更

- (1) 「出願変更願（甲）」及び「出願変更願（乙）」の※欄には、必要に応じて新しい受検番号を記入すること。
- (2) 出願変更者数について、受付締切（平成18年2月21日（火）正午）後、別記

第4様式により午後1時から2時までの間に高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

7 検査場の設営

- (1) 検査場の校門に、次のような標札を立てること。
「熊本県立〇〇学校入学者選抜検査場」
- (2) 時間割及び受検者に対する注意事項を、校内の見やすい場所に掲示したりして、受検者が分かるようにすること。
- (3) 検査場を使用する教室又は体育館などにある不要掲示物は、撤去しておくこと。
- (4) 検査場の設営は、平成18年3月6日(月)中に完了すること。

8 検査実施要領

- (1) 検査実施については、各学校で定めた実施要領に基づいて行うこと。
- (2) 検査場責任者は、受検者の解答用紙等を厳封して保管すること。
- (3) 受検者の解答用紙等は、検査場の校長が1年間保管する。ただし、県教育委員会が提出を求めたときは、この限りでない。

9 実受検者数の報告

検査終了後、平成18年3月7日(火)又は8日(水)午後2時から3時までの間に、実受検者数(受検辞退者を除く)を別記第6様式により高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

10 検査結果の処理

- (1) 校長は、関係職員を指揮して評価を行う。
- (2) 検査結果は、検査内容毎に定められた処理方法に基づいて行う。

11 面接結果の取扱い

面接結果は、選抜の参考資料とする。

12 合格者数の報告

合格者数については、合格発表(平成18年3月14日(火))後、別記第7様式により午前9時から10時までの間に高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

13 二次募集

- (1) 二次募集出願者には二次募集受付票（様式7）を発行すること。
郵送の場合は、面接を実施する時は受付票を郵送せず、面接当日に本人であることを確認のうえ直接手渡し、面接を実施しない時は、おって郵送すること。
- (2) 検査成績証明書等送付願の提出を受けた学校の校長又は代理者は、当該受検者の検査成績証明書（別記第8様式）並びに本検査の際提出されていた調査書の写し（原本証明をすること。）及び写真票を持参し、また、二次募集の入学願を受け付けた学校の校長又は代理者は、志願者の入学願（二次募集）を持参し、県教育委員会が実施する書類交換会に出席すること。
- (3) 書類交換会の日時及び場所
平成18年3月20日（月）午後1時30分から2時30分（午後1時受付開始）
熊本市神水1丁目1番2号 熊本県立熊本商業高等学校体育館
- (4) 二次募集を実施する学校の校長は、出願者数を、二次募集の受付締切（平成18年3月17日（金）午後4時）後、別記第9様式により午後4時から午後4時30分までの間に高校教育課長あてファクシミリで報告すること。
- (5) 面接を実施する場合は、平成18年3月15日（水）までに別記第2様式の面接実施届を高校教育課長あて持参又は郵送（親展便）により提出すること。
- (6) 二次募集を実施した学校の校長は、二次募集の選考結果を別記第10様式により平成18年3月24日（金）午前9時から10時までの間に高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

14 その他

この要項に記載がないことがらについては、平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜事務処理要項に準じて処理すること。

別 記

第1様式

健康診断実施承認願

平成 年 月 日 () 学校長 氏名

職印

受 診 者 数	
検 査 する 身 体 箇 所	
実 施 の 日 時	
実 施 の 具 体 的 方 法	
実 施 し な け れ ば な ら な い 理 由	

第2様式

(一次・二次) 面 接 実 施 届

平成 年 月 日 () 学校長 氏名

職印

実 施 する 学 科	
実 施 する 日 時	
実 施 の 具 体 的 方 法	
そ の 他	

※具体的な質問項目を別に添付すること。

報告日時 一次面接：平成18年2月17日（金）まで
二次面接：平成18年3月15日（水）まで

第3様式（ファクシミリによる報告）

出 願 者 数 報 告

平成 年 月 日 （ ） 学校長 氏名

職印

学科名〔小学科名等〕	募集定員	出 願 者 数			倍 率
		男	女	計	
[]					
[]					
[]					
[]					
[]					
学 校 総 計					

記入上の注意

- 1 本科、専攻科、幼稚部は、別葉で作成すること。
- 2 倍率の欄は、小数第3位を四捨五入したものを記入すること。

※ 報告日時：平成18年2月15日（水） 13：00～14：00

第4様式（ファクシミリによる報告）

出 願 変 更 報 告

平成 年 月 日 （ ） 学校長 氏名

職印

学科名 [小学科名等]	募集 定員	出願変更 前の出願 者数	出 願 変 更 者 数			出 確 定 者 数	倍 率
			取り 下げ	出 願	増 減		
[]		()					
[]		()					
[]		()					
[]		()					
[]		()					
学 校 総 計							

内訳（取り下げ）

（出願）

変更後の出願先学校名・学科名 [小学科名等]	人 数
[]	
~~~~~	
取り下げた生徒の合計	

変更前の出願先学校名・学科名 [小学科名等]	人 数
[ ]	
~~~~~	
出願した生徒の合計	

記入上の注意

- 1 本科、専攻科は、別葉で作成すること。
- 2 出願変更前の出願者数の欄の（ ）内には、平成18年2月15日（水）報告分より後に到着した郵送による出願者数を再掲すること。
- 3 出願変更者数の取り下げの欄は、「出願変更願（甲）」を受理した者の数を、校内の変更者を含めて記入すること。
- 4 出願変更者数の出願の欄は、他校からの変更者と校内の変更者を合わせた数を記入すること。
- 5 出願変更者数の増減の欄は、「出願」から「取り下げ」を差し引いた数を記入すること。
- 6 倍率の欄は、小数第3位を四捨五入したものを記入すること。
- 7 内訳の取り下げ、出願の人数は、出願変更数の各欄の人数と一致すること。

※ 報告日時：平成18年2月21日（火） 13:00～14:00

第5様式（ファクシミリによる報告）

特 例 出 願 者 数 報 告

平成 年 月 日 （ ） 学校長 氏名

職印

学科名 [小学科名等]	特 例 出 願 者 数		
	男	女	計
[]			
[]			
[]			
[]			
[]			
学 校 総 計			

記入上の注意

- ・本科、専攻科は、別葉で作成すること。

※ 報告日時：平成18年3月2日（木） 17：00まで
（出願があった場合）

第6様式（ファクシミリによる報告）

検 査 実 受 検 者 数 報 告

平成 年 月 日 （ ） 学校長 氏名

職印

学科名 [小学科名等]	募集定員	出 願 者 数			実 受 検 者 数		
		男	女	計	男	女	計
[]							
[]							
[]							
[]							
[]							
学 校 総 計							

記入上の注意

- ・本科、専攻科は、別葉で作成すること。

※ 報告日時：平成18年3月7日（火）又は3月8日（水）

14:00 ~ 15:00

第7様式（ファクシミリによる報告）

合 格 者 数 報 告

平成 年 月 日 （ ） 学校長 氏名

職印

学科名 [小学科名等]	募集 定員	出願者数			実受検者数			合格者数			二次募集	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	人員	検査
[]												有・無
[]												有・無
[]												有・無
[]												有・無
[]												有・無
学 校 総 計												

記入上の注意

- ・本科、専攻科、幼稚部は、別葉で作成すること。
- ・二次募集の検査の欄には、検査の実施について有・無のいずれかを○で囲むこと。

※ 報告日時：平成18年3月14日（火） 9：00～10：00

第8様式

検査成績証明書（二次募集用）

平成 年 月 日

学校長 様

本検査受検学校名

校長氏名

職印

下記の者は、平成 年度熊本県立 学校入学者選抜の検査を受検し、その結果（又は成績）は次のとおりであることを証明します。

記

- 1 本検査受検番号
- 2 本検査受検者氏名
- 3 出身学校名
- 4 検査結果又は成績（本検査の結果又は成績の概要が分かるように記述すること。また、検査問題等参考になるものを添付すること。）

第9様式（ファクシミリによる報告）

二 次 募 集 出 願 者 数 報 告

平成 年 月 日 （ ） 学校長 氏名

職印

学科名〔小学科名等〕	募集人員	出 願 者 数			倍 率
		男	女	計	
[]					
[]					
[]					
[]					
[]					
学 校 総 計					

記入上の注意

- 1 本科、専攻科は、別葉で作成すること
- 2 倍率の欄は、小数第3位を四捨五入したものを記入すること。

※ 報告日時：平成18年3月17日（金） 16：00～16：30

※ 二次募集を実施しない学校については、報告する必要はない。

第10様式（ファクシミリによる報告）

二 次 募 集 選 抜 結 果 報 告

平成 年 月 日 （ ） 学校長 氏名

職印

学科名 [小学科名等]	二 次 募 集									総 計			
	募 集 定 員	出願者数			受検者数			合格者数			募 集 定 員	合格者数	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計			
[]													
[]													
[]													
[]													
[]													
学 校 総 計													

記入上の注意

- 1 本科、専攻科は、別葉で作成すること
- 2 総計の募集定員及び合格者数については、二次募集を含めた計を記入すること。

※ 報告日時：平成18年3月24日（金） 9：00～10：00

平成18年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜日程

事 項	期 日 ・ 期 間
募集要項提出 (ひ養→県)	11月18日(金)まで
一次募集面接実施届 (ひ養→県)	1月13日(金)まで
入学願書受付	1月20日(金)～24日(火)16:00まで
出願者数報告(ファミリー) (ひ養→県)	1月24日(火)16:00～17:00
特例出願受付	1月25日(水)～27日(金)16:00まで
特例出願者数報告(ファミリー) (ひ養→県)	1月27日(金)17:00まで(出願があった場合)
健康診断実施承認願 (ひ養→県)	1月27日(金)まで
出願取消	1月24日(火)～1月31日(火)正午
出願者数変更報告(ファミリー) (ひ養→県)	1月31日(火)13:00～14:00
検査日	2月1日(水)、2日(木)
実受検者数報告(ファミリー) (ひ養→県)	2月2日(木)終了後、直ちに
合格者発表	2月9日(木)
合格者数報告(ファミリー) (ひ養→県)	2月9日(木)9:00～10:00
二次募集面接実施届 (ひ養→県)	3月15日(水)まで
二次募集受付	3月15日(水)～3月17日(金)16:00まで
二次募集出願者数報告(ファミリー) (ひ養→県)	3月17日(金)16:00～16:30
二次募集書類交換会(熊本商業高等学校)	3月20日(月)13:30～14:30
二次募集出願者面接実施	3月22日(水)
二次募集選抜結果通知(ひ養→本人・出身校)	3月24日(金)
二次募集選抜結果報告(ファミリー) (ひ養→県)	3月24日(金)9:00～10:00
入学者選抜結果報告[文書] (ひ養→県)	3月30日(木)まで

(注) ひ養：ひのくに高等養護学校

目 次

1	出願に要する関係書類の準備	68
2	募集要項の提出	68
3	健康診断実施承認願の提出	68
4	一次募集面接実施届の提出	68
5	出願者数の報告	68
6	出願者数変更の報告	68
7	検査場の設営	68
8	検査実施要領	69
9	実受検者数の報告	69
10	検査結果の処理	69
11	面接結果の取扱い	69
12	合格者数の報告	69
13	二次募集	69
14	その他	69
	別記様式	70～75

平成18年度 熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜事務処理要項

1 出願に要する関係書類の準備

入学者選抜要項中の入学願（様式1）、受検票（様式2）、写真票（様式3）、調査書（高等養護学校長が定める様式）など、入学者選抜に必要な各用紙は、高等養護学校において準備する。

2 募集要項の提出

募集要項は、平成17年11月18日（金）までに提出すること。

3 一次募集面接実施届の提出

一次募集で面接を実施する場合は、別記第2様式の面接実施届を平成18年1月13日（金）までに提出すること。

4 健康診断実施承認願の提出

出身学校の校長から提出された調査書等の健康に関することで、さらに特に検査を必要とする者に対して検査を実施したい場合は、別記第1様式の承認願を平成18年1月27日（金）までに提出すること。

5 出願者数の報告

出願者数については、受付締切（平成18年1月24日（火）午後4時）後、別記第3様式により午後5時までに高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

また、転勤等正当な理由で出願期間に特例を認めた出願者があった場合は、別記第4様式により平成18年1月27日（金）午後5時までに、高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

6 出願者数変更の報告

出願者数の変更については、受付締切（平成18年1月31日（火）正午）後、別記第5様式により午後2時までに、高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

7 検査場の設営

(1) 検査場の校門に、次のような標札を立てること。

「熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜検査場」

- (2) 時間割及び受検者に対する注意事項を、校内の見やすい場所に掲示したりして、受検者が分かるようにすること。
- (3) 検査場に使用する教室又は体育館などにある不要掲示物は、撤去しておくこと。
- (4) 検査場の設営は、平成18年1月31日(火)中に完了すること。

8 検査実施要領

- (1) 検査の実施については、高等養護学校で定めた実施要領に基づいて行うこと。
- (2) 検査場責任者は、受検者の解答用紙等を厳封して保管すること。
- (3) 受検者の解答用紙等は、高等養護学校長が1年間保管する。ただし、県教育委員会が提出を求めたときは、この限りでない。

9 実受検者数の報告

実受検者数については、検査(平成18年2月2日(木))終了後、直ちに別記第6様式により、高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

10 検査結果の処理

- (1) 高等養護学校長は、関係職員を指揮して評価を行う。
- (2) 検査結果は、検査内容毎に定められた処理方法に基づいて行う。

11 面接結果の取扱い

面接結果は、選抜の参考資料とする。

12 合格者数の報告

合格者数については、合格発表(平成18年2月9日(木))後、別記第7様式により午前9時から10時までに、高校教育課長あてファクシミリで報告すること。

13 二次募集

二次募集については、「平成18年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜事務処理要項」に準ずる。

14 その他

この要項に記載のないことがらについては、「平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜事務処理要項」に準じて処理すること。

別 記

第1様式

健康診断実施承認願

平成 年 月 日 熊本県立ひのくに高等養護学校長
()

職印

受 診 者 数	
検査する身体箇所	
実施の日時	
実施の具体的方法	
実施しなければならない理由	

報告日時：平成18年1月27日（金）まで

第2様式

(一次・二次)面接実施届

平成 年 月 日 熊本県立ひのくに高等養護学校長
()

職印

実施する学科	
実施する日時	
実施の具体的方法	
そ の 他	

※ 具体的な質問項目を別に添付すること。

報告日時 一次募集：平成18年1月13日（金）まで

二次募集：平成18年3月15日（水）まで

第3様式（ファクシミリによる報告）

出 願 者 数 報 告

平成 年 月 日 熊本県立ひのくに高等養護学校長
 ()

職印

学 科 名	募集定員 (くくり募集)	出 願 者 数			倍 率
		男	女	計	
学校総計					

※ 倍率の欄は、小数第3位を四捨五入したものを記入すること。
 報告日時：平成18年1月24日（火） 17：00まで

第4様式（ファクシミリによる報告）

特 例 出 願 者 数 報 告

平成 年 月 日 熊本県立ひのくに高等養護学校長
()

職印

学 科 名	募集定員 (くくり募集)	特 例 出 願 者 数		
		男	女	計
学 校 総 計				

報告日時：平成18年1月27日（金） 17：00まで
(※出願があった場合)

第5様式（ファクシミリによる報告）

出 願 者 数 変 更 報 告

平成 年 月 日 熊本県立ひのくに高等養護学校長
 ()

職印

学 科 名	募集定員 (くくり募集)	出願取消 し前の出 願者数	出願取消 者数	出願確定 者数	倍 率
学 校 総 計					

※ 倍率の欄は、小数第3位を四捨五入したものを記入すること。
 報告日時：平成18年1月31日（火） 14：00まで

第6様式（ファクシミリによる報告）

検 査 実 受 検 者 数 報 告

平成 年 月 日

熊本県立ひのくに高等養護学校長

()

職印

	募集定員 (くくり募集)	出願確定者数			実受検者数		
		男	女	計	男	女	計
学 校 総 計							

※ 報告日時：平成18年2月2日（木）検査終了後、直ちに

第7様式（ファクシミリによる報告）

合 格 者 数 報 告

平成 年 月 日

熊本県立ひのくに高等養護学校長

()

職印

学 科 名	募集定員 (くくり 募集)	出願者数			実受検者数			合格者数			二次 募集 の 人 員
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
学 校 総 計											

報告日時：平成18年2月9日（木） 9：00から10：00まで

熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜及び熊本県立
ひのくに高等養護学校入学者選抜に関する問い合わせ先

〒862-8609 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁 高校教育課

TEL (096) 383-1111 (代表)

(内線 6656)